

凍結防止剤（村上・新発田）1t フレコン単価契約仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、新潟県村上地域振興局地域整備部、新潟県新発田地域振興局地域整備部が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）1t 詰めフレキシブルコンテナの購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（代金の支払い）

第2条 物品売買（単価）契約書別記の契約条項第3条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

（納入期間）

第3条 納入期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入指示）

第4条 納入の指示は甲が行い乙は注文を受けた都度、協議の上、必要とされた量を指定された場所及び期日に納入しなければならない。

- 2 甲より指示のあった場合、乙はクレーン付車輛により納入しなければならない。
- 3 乙は納入時に納入数量が確認できる写真を撮影し、甲に提出するものとする。

（凍結防止剤の規格）

第5条 購入する凍結防止剤は塩化ナトリウムとし、副産塩との混合使用を認めない。

品質	粒度	品質及び粒度試験方法
① 純度 塩化ナトリウム 95%以上 ②有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表－1の基準に適合すること。 ③含水率 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	納入時に新潟県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない範囲であること。	【品質試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（品質保証）

第6条 納入前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他規格に適合しないと認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

(品質証明)

第7条 乙は、凍結防止剤の品目や製造元または生産地及び第5条に基づく品質等を証明した公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書の写しを添付し、甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに証明書の写しを提出すること。

2 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(包装袋の容量及び材質)

第8条 包装袋は、25 kg入り及び1 t の防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

(供給体制)

第9条 乙は、凍結防止剤の供給体制の確立を示す資料として、連絡体制と運搬計画等を記載した安定供給体制の実施計画書を甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに実施計画書を提出すること。

(納入場所及び購入予定数量)

第10条 納入場所及び購入予定数量は表－2のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(数量の検測)

第11条 数量検測は、乙が提出する契約書類及び甲の指示により納入されたものと甲が認めたそれぞれの数量で行うものとする。

(支払い)

第12条 支払いは、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、甲倉庫への倉入れ（荷下ろし含む）、納入確認写真の撮影及び甲への提出、空袋処理費、その他凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第13条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表－１（第５条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性酸化合物窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

表－２（第１０条関係）

除雪基地	所在地	購入予定数量 (t) 注) 1	備考
助測車庫	村上市上助測字八太郎 1 5 2 0	下記の通り	天井クレーンあり
山北車庫	村上市垣之内字小鳥 2 7 2 － 1		天井クレーンあり
(株) 渡辺組倉庫	関川村大字上関 6 3 9		天井クレーンあり
住田凍結防止剤積込施設	新発田市住田 1 4 1 番地 1		天井クレーンあり
保田ステーション	阿賀野市保田 4 1 7 7 － 1		・天井クレーンなし ・立会者がフォークリフトで荷下ろしを行う。
計		9 1 0 t	

注) 1：購入予定数量は過去５ヶ年の平均使用量であり、気象変動等により増減する。

注) 2：甲の都合により、納入場所を変更する場合がある。

注) 3 : 備考欄に天井クレーンありと記載された基地に納入する場合、クレーン操作に係る資格を有する者が納入を行うこと。

凍結防止剤（新津・津川・三条）1t フレコン及び 25kg 包装単価契約仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所、新潟県三条地域振興局地域整備部が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）1t 詰めフレキシブルコンテナ及び 25 kg詰包装の購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（代金の支払い）

第2条 物品売買（単価）契約書別記の契約条項第3条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

（納入期間）

第3条 納入期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入指示）

第4条 納入の指示は甲が行い乙は注文を受けた都度、協議の上、必要とされた量を指定された場所及び期日に納入しなければならない。

- 2 甲より指示のあった場合、乙はクレーン付車輛により納入しなければならない。
- 3 乙は納入時に納入数量が確認できる写真を撮影し、甲に提出するものとする。

（凍結防止剤の規格）

第5条 購入する凍結防止剤は塩化ナトリウムとし、副産塩との混合使用を認めない。

品質	粒度	品質及び粒度試験方法
① 純度 塩化ナトリウム 95%以上 ②有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表ー1の基準に適合すること。 ③含水率 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	納入時に新潟県を行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない範囲であること。	【品質試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（品質保証）

第6条 納入前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他規格に適合しないと認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

(品質証明)

第7条 乙は、凍結防止剤の品目や製造元または生産地及び第5条に基づく品質等を証明した公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書の写しを添付し、甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに証明書の写しを提出すること。

2 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(包装袋の容量及び材質)

第8条 包装袋は、25 kg入り及び1 tの防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

(供給体制)

第9条 乙は、凍結防止剤の供給体制の確立を示す資料として、連絡体制と運搬計画等を記載した安定供給体制の実施計画書を甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに実施計画書を提出すること。

(納入場所及び購入予定数量)

第10条 納入場所及び購入予定数量は表－2のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(数量の検測)

第11条 数量検測は、乙が提出する契約書類及び甲の指示により納入されたものと甲が認めたそれぞれの数量で行うものとする。

(支払い)

第12条 支払いは、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、甲倉庫への倉入れ（荷下ろし含む）、納入確認写真の撮影及び甲への提出、空袋処理費、その他凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第13条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表－１（第５条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性酸化合物窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

表－２（第１０条関係）

1t フレコン

除雪基地	所在地	購入予定数量 (t) 注) 1	備考
新津地域整備部 凍結防止剤積込施設	五泉市千原本久 2 2 6 3 - 7	下記の通り	天井クレーンあり
県道除雪用路面 凍結防止剤格納庫	阿賀町細越 1 0 5 2 (細越橋左岸側)		天井クレーンあり
津川地区振興事務所 2 号車庫(平堀除雪ステーション)	阿賀町平堀 7 9 6 - 3		天井クレーンあり
塚野目車庫	三条市大字大宮新田 7 7 8		天井クレーンあり
笠堀除雪ステーション	三条市笠堀 4 1 9 - 1		天井クレーンあり
計		1, 8 7 0 t	

25kg 包装

除雪基地	所 在 地	購入予定数量 (t) 注) 1	備 考
塚野目車庫	三条市大字大宮新田 7 7 8	下記のとおり	天井クレーンあり
笠堀除雪ステーション	三条市笠堀 4 1 9 - 1		天井クレーンあり
計		1 0 t	

注) 1 : 購入予定数量は過去 5 ヶ年の平均使用量であり、気象変動等により増減する。

注) 2 : 甲の都合により、納入場所を変更する場合がある。

注) 3 : 備考欄に天井クレーンありと記載された基地に納入する場合、クレーン操作に係る資格を有する者が納入を行うこと。

凍結防止剤（長岡）1t フレコン及び 25kg 包装単価契約仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）1t 詰めフレキシブルコンテナ及び 25 kg詰包装の購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（代金の支払い）

第2条 物品売買（単価）契約書別記の契約条項第3条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

（納入期間）

第3条 納入期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入指示）

第4条 納入の指示は甲が行い乙は注文を受けた都度、協議の上、必要とされた量を指定された場所及び期日に納入しなければならない。

- 2 甲より指示のあった場合、乙はクレーン付車輛により納入しなければならない。
- 3 乙は納入時に納入数量が確認できる写真を撮影し、甲に提出するものとする。

（凍結防止剤の規格）

第5条 購入する凍結防止剤は塩化ナトリウムとし、副産塩との混合使用を認めない。

品質	粒度	品質及び粒度試験方法
① 純度 塩化ナトリウム 95%以上 ②有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表－1の基準に適合すること。 ③含水率 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	納入時に新潟県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない範囲であること。	【品質試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（品質保証）

第6条 納入前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他規格に適合しないと認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

(品質証明)

第7条 乙は、凍結防止剤の品目や製造元または生産地及び第5条に基づく品質等を証明した公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書の写しを添付し、甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに証明書の写しを提出すること。

2 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(包装袋の容量及び材質)

第8条 包装袋は、25 kg入り及び1 tの防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

(供給体制)

第9条 乙は、凍結防止剤の供給体制の確立を示す資料として、連絡体制と運搬計画等を記載した安定供給体制の実施計画書を甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに実施計画書を提出すること。

(納入場所及び購入予定数量)

第10条 納入場所及び購入予定数量は表－2のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(数量の検測)

第11条 数量検測は、乙が提出する契約書類及び甲の指示により納入されたものと甲が認めたそれぞれの数量で行うものとする。

(支払い)

第12条 支払いは、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、甲倉庫への倉入れ（荷下ろし含む）、納入確認写真の撮影及び甲への提出、空袋処理費、その他凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第13条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表－１（第５条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性酸化合物窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

表－２（第１０条関係）

1t フレコン

除雪基地	所在地	購入予定数量 (t) 注) 1	備考
新榎除雪基地	長岡市麻生田町 3 6 3 1 － 3	下記の通り	天井クレーンあり
山古志地区除雪基地	長岡市山古志竹沢乙 4 8 1 － 1		天井クレーンあり
見附地区除雪基地	見附市新潟町字羽黒 4 8 1		天井クレーンあり
江東除雪基地	長岡市与板町与板字江東乙 2 4 9 8 － 6		天井クレーンあり
平沢除雪基地	小千谷市平沢 2 － 2 4 － 2 4		天井クレーンあり
計		3, 2 7 0 t	

25kg 包装

除雪基地	所 在 地	購入予定数量 (t) 注) 1	備 考
新榎除雪基地	長岡市麻生田町 3 6 3 1 － 3	下記の通り	天井クレーンあり
江東除雪基地	長岡市与板町与板字江東乙 2 4 9 8 － 6		天井クレーンあり
計		6 t	

注) 1：購入予定数量は過去 5 ヶ年の平均使用量であり、気象変動等により増減する。

注) 2：甲の都合により、納入場所を変更する場合がある。

注) 3：備考欄に天井クレーンありと記載された基地に納入する場合、クレーン操作に係る資格を有する者が納入を行うこと。

凍結防止剤（十日町）1t フレコン及び 25 kg包装単価契約仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、新潟県十日町地域振興局地域整備部が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）1t 詰めフレキシブルコンテナ及び 25 kg詰包装の購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（代金の支払い）

第2条 物品売買（単価）契約書別記の契約条項第3条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

（納入期間）

第3条 納入期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入指示）

第4条 納入の指示は甲が行い乙は注文を受けた都度、協議の上、必要とされた量を指定された場所及び期日に納入しなければならない。

- 2 甲より指示のあった場合、乙はクレーン付車輛により納入しなければならない。
- 3 乙は納入時に納入数量が確認できる写真を撮影し、甲に提出するものとする。

（凍結防止剤の規格）

第5条 購入する凍結防止剤は塩化ナトリウムとし、副産塩との混合使用を認めない。

品質	粒度	品質及び粒度試験方法
① 純度 塩化ナトリウム 95%以上 ②有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表－1の基準に適合すること。 ③含水率 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	納入時に新潟県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない範囲であること。	【品質試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（品質保証）

第6条 納入前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他規格に適合しないと認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

(品質証明)

第7条 乙は、凍結防止剤の品目や製造元または生産地及び第5条に基づく品質等を証明した公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書の写しを添付し、甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに証明書の写しを提出すること。

2 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(包装袋の容量及び材質)

第8条 包装袋は、25 kg入り及び1 tの防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

(供給体制)

第9条 乙は、凍結防止剤の供給体制の確立を示す資料として、連絡体制と運搬計画等を記載した安定供給体制の実施計画書を甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに実施計画書を提出すること。

(納入場所及び購入予定数量)

第10条 納入場所及び購入予定数量は表－2のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(数量の検測)

第11条 数量検測は、乙が提出する契約書類及び甲の指示により納入されたものと甲が認めたそれぞれの数量で行うものとする。

(支払い)

第12条 支払いは、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、甲倉庫への倉入れ（荷下ろし含む）、納入確認写真の撮影及び甲への提出、空袋処理費、その他凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第13条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表－１（第５条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性酸化合物窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

表－２（第１０条関係）

1 t フレコン

除雪基地	所在地	購入予定数量 (t) 注) 1	備考
十日町除雪基地	十日町市高田町 6-1055	下記の通り	天井クレーンあり
中里除雪基地①	十日町市伊達甲 38-2		・天井クレーンなし ・立会者がフォークリフトで荷下ろしを行う。
中里除雪基地②	十日町市荒屋ア 72		・天井クレーンなし ・立会者がフォークリフトで荷下ろしを行う。
津南除雪基地①	中魚沼郡津南町大割野 216-1		天井クレーンあり
津南除雪基地②	中魚沼郡津南町上郷宮野原 15-1		天井クレーンあり
計		1,790 t	

25kg 包装

除雪基地	所 在 地	購入予定数量 (t) 注) 1	備 考
十日町除雪基地	十日町市高田町 6-1 0 5 5	下記の通り	天井クレーンあり
中里除雪基地①	十日町市伊達甲 3 8-2		・天井クレーンなし ・立会者がフォークリフトで荷下ろしを行う。
中里除雪基地②	十日町市荒屋あ 7 2		・天井クレーンなし ・立会者がフォークリフトで荷下ろしを行う。
津南除雪基地①	中魚沼郡津南町大割野 2 1 6-1		天井クレーンあり
津南除雪基地②	中魚沼郡津南町上郷宮野原 1 5-1		天井クレーンあり
計		1 t	

注) 1 : 購入予定数量は過去 5 ヶ年の平均使用量であり、気象変動等により増減する。

注) 2 : 甲の都合により、納入場所を変更する場合がある。

注) 3 : 備考欄に天井クレーンありと記載された基地に納入する場合、クレーン操作に係る資格を有する者が納入を行うこと。

凍結防止剤（魚沼・南魚沼）1t フレコン単価契約仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、新潟県魚沼地域振興局地域整備部、新潟県南魚沼地域振興局地域整備部が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）1t 詰めフレキシブルコンテナの購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（代金の支払い）

第2条 物品売買（単価）契約書別記の契約条項第3条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

（納入期間）

第3条 納入期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入指示）

第4条 納入の指示は甲が行い乙は注文を受けた都度、協議の上、必要とされた量を指定された場所及び期日に納入しなければならない。

- 2 甲より指示のあった場合、乙はクレーン付車輛により納入しなければならない。
- 3 乙は納入時に納入数量が確認できる写真を撮影し、甲に提出するものとする。

（凍結防止剤の規格）

第5条 購入する凍結防止剤は塩化ナトリウムとし、副産塩との混合使用を認めない。

品質	粒度	品質及び粒度試験方法
① 純度 塩化ナトリウム 95%以上 ②有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表－1の基準に適合すること。 ③含水率 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	納入時に新潟県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない範囲であること。	【品質試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（品質保証）

第6条 納入前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他規格に適合しないと認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

(品質証明)

第7条 乙は、凍結防止剤の品目や製造元または生産地及び第5条に基づく品質等を証明した公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書の写しを添付し、甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに証明書の写しを提出すること。

2 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(包装袋の容量及び材質)

第8条 包装袋は、25 kg入り及び1 tの防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

(供給体制)

第9条 乙は、凍結防止剤の供給体制の確立を示す資料として、連絡体制と運搬計画等を記載した安定供給体制の実施計画書を甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに実施計画書を提出すること。

(納入場所及び購入予定数量)

第10条 納入場所及び購入予定数量は表－2のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(数量の検測)

第11条 数量検測は、乙が提出する契約書類及び甲の指示により納入されたものと甲が認めたそれぞれの数量で行うものとする。

(支払い)

第12条 支払いは、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、甲倉庫への倉入れ（荷下ろし含む）、納入確認写真の撮影及び甲への提出、空袋処理費、その他凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第13条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表－１（第５条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性酸化合物窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

表－２（第１０条関係）

除雪基地	所在地	購入予定数量 (t) 注) 1	備考
一日市除雪基地	魚沼市一日市 9 4 1－1	下記の通り	天井クレーンあり
大和ステーション	南魚沼市荒金 4 8 6－1		天井クレーンあり
二日町ステーション	南魚沼市二日町 5 6 5		天井クレーンあり
塩沢ステーション	南魚沼市中野 2 5 9－3		天井クレーンあり
湯沢ステーション	湯沢町大字土樽 1 5 1－1		天井クレーンあり
計		1, 9 0 0 t	

注) 1：購入予定数量は過去５ヶ年の平均使用量であり、気象変動等により増減する。

注) 2：甲の都合により、納入場所を変更する場合がある。

注) 3：備考欄に天井クレーンありと記載された基地に納入する場合、クレーン操作に係る資格を有する者が納入を行うこと。

凍結防止剤（柏崎・上越・糸魚川）1t フレコン及び 25kg 包装単価契約仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、新潟県柏崎地域振興局地域整備部、新潟県上越地域振興局地域整備部、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）1t 詰めフレキシブルコンテナ及び 25kg 包装の購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（代金の支払い）

第2条 物品売買（単価）契約書別記の契約条項第3条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

（納入期間）

第3条 納入期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入指示）

第4条 納入の指示は甲が行い乙は注文を受けた都度、協議の上、必要とされた量を指定された場所及び期日に納入しなければならない。

- 2 甲より指示のあった場合、乙はクレーン付車輛により納入しなければならない。
- 3 乙は納入時に納入数量が確認できる写真を撮影し、甲に提出するものとする。

（凍結防止剤の規格）

第5条 購入する凍結防止剤は塩化ナトリウムとし、副産塩との混合使用を認めない。

品質	粒度	品質及び粒度試験方法
① 純度 塩化ナトリウム 95%以上 ②有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表ー1の基準に適合すること。 ③含水率 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	納入時に新潟県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない範囲であること。	【品質試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（品質保証）

第6条 納入前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他規格に適合しないと認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

(品質証明)

第7条 乙は、凍結防止剤の品目や製造元または生産地及び第5条に基づく品質等を証明した公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書の写しを添付し、甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに証明書の写しを提出すること。

2 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(包装袋の容量及び材質)

第8条 包装袋は、25 kg入り及び1 tの防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

(供給体制)

第9条 乙は、凍結防止剤の供給体制の確立を示す資料として、連絡体制と運搬計画等を記載した安定供給体制の実施計画書を甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに実施計画書を提出すること。

(納入場所及び購入予定数量)

第10条 納入場所及び購入予定数量は表－2のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(数量の検測)

第11条 数量検測は、乙が提出する契約書類及び甲の指示により納入されたものと甲が認めたそれぞれの数量で行うものとする。

(支払い)

第12条 支払いは、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、甲倉庫への倉入れ（荷下ろし含む）、納入確認写真の撮影及び甲への提出、空袋処理費、その他凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第13条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表－１（第５条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジソン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性酸化合物窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

表－２（第１０条関係）

１ｔフレコン

除雪基地	所 在 地	購入予定数量 (t) 注) 1	備 考
田尻車庫	柏崎市大字安田 1 4 2 1－4	下記の通り	天井クレーンあり
大滝除雪基地	上越市吉川区大字原之町 2 5 8－2		天井クレーンあり
源除雪基地	上越市吉川区大字山直海 1 2 3 3		・天井クレーンなし ・ユニック車で納入すること
アイシン除雪基地	上越市下源入 1 8 2－2		天井クレーンあり
澤井除雪基地	上越市三和区大字川浦 1 2 5 8		天井クレーンあり
藤沢ステーション	上越市中郷区大字藤沢 6 4 7－4		・天井クレーンなし ・ユニック車で納入すること
牛木除雪基地	上越市名立区大菅 4 7 5		天井クレーンあり
凍結防止剤積込施設	上越市大島区大平 3 9 1 1－1		天井クレーンあり
㈱牧建設倉庫	上越市牧区田島 7 4 5－1		・天井クレーンなし ・ユニック車で納入すること
山本除雪基地	糸魚川市山本字上屋敷 7 9 4－1		・天井クレーンなし ・ユニック車で納入すること
笹川建設(株)倉庫	糸魚川市大字柱道字伊勢田 7 2 5－2		・天井クレーンなし ・ユニック車で納入すること
(有)木島商事倉庫	糸魚川市大字梶屋敷 9 9 0		・天井クレーンあり
計		3, 0 7 0 t	

25 kg包装

除雪基地	所 在 地	購入予定数量 (t) 注) 1	備 考
田尻車庫	柏崎市大字安田 1 4 2 1－4	下記の通り	天井クレーンあり
計		1 t	

注) １：購入予定数量は過去５ヶ年の平均使用量であり、気象変動等により増減する。

注) 2 : 甲の都合により、納入場所を変更する場合がある。

注) 3 : 備考欄に天井クレーンありと記載された基地に納入する場合、クレーン操作に係る資格を有する者が納入を行うこと。

凍結防止剤（佐渡）1t フレコン及び 25 kg単価契約仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）1t 詰めフレキシブルコンテナ及び 25 kg包装の購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（代金の支払い）

第2条 物品売買（単価）契約書別記の契約条項第3条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

（納入期間）

第3条 納入期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入指示）

第4条 納入の指示は甲が行い乙は注文を受けた都度、協議の上、必要とされた量を指定された場所及び期日に納入しなければならない。

- 2 甲より指示のあった場合、乙はクレーン付車輛により納入しなければならない。
- 3 乙は納入時に納入数量が確認できる写真を撮影し、甲に提出するものとする。

（凍結防止剤の規格）

第5条 購入する凍結防止剤は塩化ナトリウムとし、副産塩との混合使用を認めない。

品質	粒度	品質及び粒度試験方法
① 純度 塩化ナトリウム 95%以上 ②有害物質 凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表－1の基準に適合すること。 ③含水率 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	納入時に新潟県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない範囲であること。	【品質試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法第5版」（2019年7月（公財）塩事業センター）または JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（品質保証）

第6条 納入前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他規格に適合しないと認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

(品質証明)

第7条 乙は、凍結防止剤の品目や製造元または生産地及び第5条に基づく品質等を証明した公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書の写しを添付し、甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに証明書の写しを提出すること。

2 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は証明書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(包装袋の容量及び材質)

第8条 包装袋は、25 kg入り及び1 t の防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

(供給体制)

第9条 乙は、凍結防止剤の供給体制の確立を示す資料として、連絡体制と運搬計画等を記載した安定供給体制の実施計画書を甲に提出しなければならない。また、物品製造元に変更があった場合は、その都度、新たに実施計画書を提出すること。

(納入場所及び購入予定数量)

第10条 納入場所及び購入予定数量は表－2のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(数量の検測)

第11条 数量検測は、乙が提出する契約書類及び甲の指示により納入されたものと甲が認めたそれぞれの数量で行うものとする。

(支払い)

第12条 支払いは、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、甲倉庫への倉入れ（荷下ろし含む）、納入確認写真の撮影及び甲への提出、空袋処理費、その他凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第13条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表－１（第５条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性酸化合物窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

表－２（第１０条関係）

1 t フレコン

除雪基地	所在地	購入予定数量 (t) 注) 1	備考
佐渡地域整備部凍結防止剤積込施設	佐渡市八幡 7 - 3	下記の通り	天井クレーンあり
ムラタ興業(株) 小木倉庫	佐渡市小木木野浦 1 6 7		天井クレーンあり
(株) 近藤組大浦倉庫	佐渡市相川大浦 1 4 1 2		天井クレーンあり
計		7 9 0 t	

25 kg包装

除雪基地	所 在 地	購入予定数量 (t) 注) 1	備 考
佐渡地域整備部凍結防止剤積込施設	佐渡市八幡 7 - 3	下記の通り	天井クレーンあり
ムラタ興業(株) 小木倉庫	佐渡市小木木野浦 1 6 7		天井クレーンあり
(株) 近藤組大浦倉庫	佐渡市相川大浦 1 4 1 2		天井クレーンあり
計		3 t	

注) 1 : 購入予定数量は過去 5 ヶ年の平均使用量であり、気象変動等により増減する。

注) 2 : 甲の都合により、納入場所を変更する場合がある。

注) 3 : 備考欄に天井クレーンありと記載された基地に納入する場合、クレーン操作に係る資格を有する者が納入を行うこと。